⑶　文部科学省における建築一式工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者

ⓐ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建以上かつ延床面積が、9,000㎡以上の病院の新営工事を施工した実績

ⓑ　免震構造を有する建物の新営工事を施工した実績

なお、ⓐ及びⓑは別々の工事でも良い。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が、5,000㎡以上の病院の新営工事を施工した実績

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成13年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領（以下「参加資格審査取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のⓐ、ⓘの要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ⓘ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高32点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。

③　加算点は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を「加算点」として与える（満点32点）。②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。

１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項

①　山留め工法等の施工について

②　現場内で発生する施工騒音・振動・粉塵の抑制及び安全対策について

③　現場内で発生する建築副産物の発生抑制・再利用・再資源化について

２）工事全般の施工計画

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒780―8520 高知県高知市曙町二丁目５番１号　国立大学法人高知大学財務部施設企画課総務係　電話088―844―8136

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成23年11月１日（火）から平成23年11月22日（火）16時00分まで上記４⑴に同じ。

入札説明書の交付は、無料とする。

⑶　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成23年11月２日（水）から平成23年11月24日（木）17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年11月２日（水）から平成23年11月24日（木）17時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時00分まで上記４⑴に持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成23年12月15日（木）から平成24年１月19日（木）14時00分まで上記４⑴に同じ。持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。